



2010年 国際生物多様性年

# 生物多様性条約第10回締約国会議(COP10)の 開催を契機とした対策の推進について

Life in harmony, into the future

いのちの共生を、未来へ

平成21年11月5日

第3回環境省政策会議

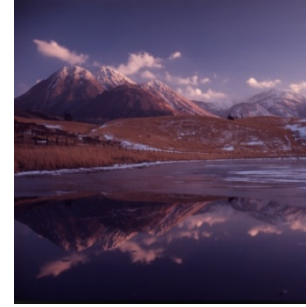


# 1 生物多様性とは？

～3つの多様性～

## ●生態系の多様性

干潟 サンゴ礁  
森林 草原  
湿原 河川 など



## ●種(種間)の多様性



地球上の  
推定生物種数  
500万種～  
3000万種  
(IUCN 2008 レッドリスト  
公表時資料による)

## ●種内(遺伝)の多様性

(例)メダカ  
遺伝的に南北日本で  
大きく異なる他、幾つ  
かの地域集団が存在



(例)アサリ  
千差万別な貝殻の色  
や模様は遺伝による  
と考えられている



地域に固有の自然があり、それぞれに特有のいきものがあること  
そして、それぞれがつながっていること

# 生物多様性のめぐみ

## 生命の存立基盤

- ・酸素の供給
- ・気候の安定



## 有用性の源泉

- ・食べもの
- ・遺伝資源
- ・バイオミミクリー



## 豊かな文化の根源

- ・郷土料理
- ・祭り・民謡



## 安全・安心の基礎

- ・災害の防止



暮らしに身近で不可欠な生物多様性

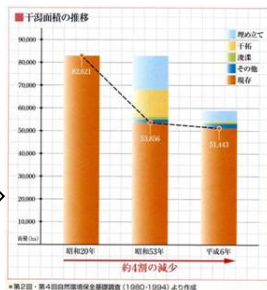
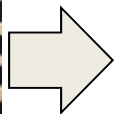


# 2 生物多様性の状況

## 日本の生物多様性の危機の要因

### 第1の危機

人間活動による生態系の破壊、種の減少・絶滅



戦後、干潟の4割が消滅

### 第2の危機

里地里山など人間の働きかけの減少による影響



■ 耕作放棄地



■ 手入れ不足の雑木林

### 第3の危機

外来生物などによる生態系のかく乱



台湾ンザル→

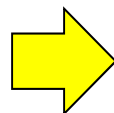
←オオクチバス



©白井啓

### 地球温暖化による危機

全球平均気温が1.5~2.5℃上昇すると...



世界の動植物種の20~30%の絶滅リスク上昇の可能性



サンゴの白化

出典: IPCC第4次評価報告書(2007)

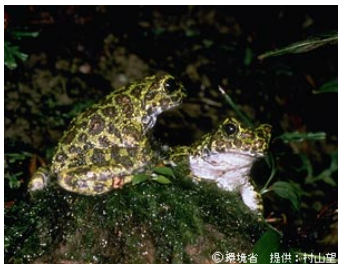
# 絶滅のおそれのある日本の野生生物



ツシマヤマネコ  
絶滅危惧 I 類



トキ  
野生絶滅



イシカワガエル  
絶滅危惧 I 類

絶滅のおそれのある種

左記以外の評価対象種



アオウミガメ  
絶滅危惧 II 類



メダカ  
絶滅危惧 II 類



オキナグサ  
絶滅危惧 II 類

絶滅 > 野生絶滅 > 絶滅危惧 I 類 > 絶滅危惧 II 類 >  
> 準絶滅危惧 > 情報不足 > ……

# 3 生物多様性条約とCOP10の概要

## ■ 経緯

- 1992・5 採択
- 1992・6 国連環境開発会議  
(リオ・サミット)で署名
- 1993・5 日本が条約を締結
- 1993・12 条約発効

## ■ 条約の目的

- ①生物の多様性の保全
- ②生物多様性の構成要素の  
持続可能な利用
- ③遺伝資源の利用から生ずる  
利益の公正で衡平な配分

## ■ 締約国数 192ヶ国 [ECを含む 米は未締結]

## ■ 条約事務局 カナダ・モントリオール

## ◆ 2010年目標

- ・「生物多様性の損失速度を2010年  
までに顕著に減少させる」という目標
- ・2002年のCOP6(オランダ・ハーグ)で  
採択

## ◆ 生物多様性国家戦略

- ・締約国は、条約第6条に基づき生物  
多様性国家戦略を策定
- ・わが国は2007年11月に第3次生物  
多様性国家戦略を閣議決定

## ◆ 締約国会議

- (COP: Conference of the Parties)
- ・条約の実施等に関する意思決定を  
行う場。概ね2年に1度開催

- 期 間: 2010年10月18日～29日  
(閣僚級会合 27日～29日)
- 場 所: 愛知県名古屋市(名古屋国際会議場)
- 参加者: 締約国約190カ国、国際機関、オブザーバーなど  
約1万人の参加を想定
- 議長国: 日本(環境大臣)

## ■ COP10の大きなテーマ

- ・ 2010年目標の評価と2010年以降の次期目標の採択
- ・ ABS(遺伝資源へのアクセスと利益配分)に関する国際的枠組みの検討完了
- ・ 保護地域、持続可能な利用、資金メカニズム、科学的基盤の強化(IPBES)、気候変動と生物多様性、民間参画 等

## ◆ バイオセーフティーに関するカルタヘナ議定書

- ・ 2000年1月 採択、2003年9月 発効
- ・ 生物多様性条約に基づき、遺伝子組換え生物が生物多様性の保全及び持続可能な利用に及ぼす可能性のある悪影響を防止するための措置を規定。
- ・ 2010年10月11日～15日には、COP10とあわせて、愛知県名古屋市の同じ会場において第5回締約国会議(MOP5)が開催される予定。

■ 2010年は、国連 国際生物多様性年

# 4 ポスト2010年目標の検討

## ◆生物多様性の現状◆

- 人間は種の絶滅速度をここ数百年でおよそ1,000倍に加速。毎年約40,000種が絶滅と推測。  
(ミレニアム生態系評価・MA)
- 評価対象となった約41,000種のうち、16,000種以上が絶滅のおそれ。(IUCNレッドリスト)
- 熱帯林を中心に年間約730万ha(日本の国土面積の約5分の1)の減少。  
(FAO世界森林資源評価)

## ◆2010年目標は達成できず◆

発展途上国: 政策担当者・研究者等の能力不足を指摘 → キャパシティビルディング(能力養成)の必要性

## ◆ポスト2010年目標◆

- ✓意欲的・現実的・計測可能 / 短期目標(～2020年)と長期目標(～2050年)の設定 / わかりやすく行動志向的 とする。
- ✓多くの主体による条約の実施促進・人類の福利や経済的側面、自然との共生といった視点の盛り込み。

✓目標の履行には途上国の能力養成が不可欠

途上国の能力養成などを日本基金で実施 → 条約の目的・目標の履行に貢献



# ポスト2010年目標

## ■ 日本提案(案)の要点

### ■ 構造

● 中長期目標(2050年)

● 短期目標(2020年)

◆ 9つの個別目標

(例)種の保全の拡充・生態系保全面積の拡大

■ 32の達成手法

(例)多様な主体と連携協力した保護区の面積の拡大

▼ 具体的施策・手法

(例)管理システムの普及・保護区の指定

▼ 数値指標

(例)保護区的面積

### ■ ポイント

● わかりやすい構造

● 自然との共生の視点

● 多くの主体の行動に具体的につながるもの

● 我が国の先進的な取組を目標達成の具体的手法として提示

# ポスト2010年目標

## ■ 中長期・短期目標

### ■ 中長期目標（2050年）

- 人と自然の共生の実現
- 生物多様性の損失を止め、現状以上に豊かなものへ
- 生態系サービスの恩恵の拡大

### ■ 短期目標（2020年）

中長期目標を達成するため、

- ・生物多様性の状態を地球規模で分析・把握
- ・生態系サービスの理解を社会に浸透
- ・生物多様性保全活動の拡大
- ・持続可能な利用の普及
- ・悪影響の減少手法の構築
- ・生物多様性の主流化
- ・多様な主体の新たな活動の実践

■ 現在

2010

2020

2030

2040

2050

# アクセスと利益配分 (ABS) について

生物多様性条約の3番目の目的である「遺伝資源から生じる利益の公正・衡平な配分」のための国際的な枠組みについて検討を進めている。

## ABS問題とは

○途上国は、自国の遺伝資源(動植物等)を利用して先進国が利益を得ていることに不満、先進国の利益を途上国に配分する法的拘束力のある国際的枠組みの構築を主張。

○国際的枠組みの主要な論点

【**範 囲**】 ・遺伝資源に加えて、派生物、製品、関連する伝統知識を対象とするのか。

・条約成立以前にも遡及するのか。

・植物遺伝資源など、他の国際機関で扱われているものも取り扱うのか。

【**遵 守**】 ・適法に取得した遺伝資源についての認証制度

・特許出願における遺伝資源利用等の情報開示の義務化

【**利益配分**】 ・個別契約によるのか、利用国政府が国内法で担保するのか。

【**アクセス**】 ・国際的なアクセス基準の設定

### 資源利用国側(先進国)

・遺伝資源へのアクセス(取得)が円滑に行えるよう柔軟な仕組みが重要。

・途上国側がアクセスについて一定の基準を設定するのであれば、法的拘束力のある遵守措置についても検討可能。(EU)

・EUの提案について好意的に受け止め。(日本)

### 資源提供国側(途上国)

・遺伝資源提供国による事前同意のない資源の国外への持ち出しの防止、確実な利益配分を確保するために、法的拘束力のある国際的枠組が必要。

・アクセスについての基準の策定には反対。

対立

☆ 任意のガイドラインは存在。(2002年 COP6においてボン・ガイドラインを採択)

☆ 現在、作業部会で検討を進めており、COP10までに2回(09年11月と10年/3月)の会合。

☆ COP10までに国際的枠組みの検討作業を完了。(2006年 COP8決議)

# SATOYAMAイニシアティブ

自然資源の持続可能な管理・利用のための世界共通理念の構築及びその推進

## 3つの理念

1. 人と自然の共生と循環に関する知恵の結集
2. 伝統的知識と近代的知識の融合
3. 新たなコモンズの創出

ワークショップ  
の開催

国際機関等  
と協働

持続可能な自然資源管理・利用  
に関する世界共通理念として

「SATOYAMAイニシアティブ」

を世界に発信・提案

農山村等を取り巻く  
複合生態系を対象

生物多様性の保全  
生物多様性の持続可能な利用

都市部と原生自然地域の  
間の農山村地域

農地や集落とそれを取り  
巻く森林、草原、湿地等

地域コミュニティ

伝統的・多様な利用

- 焼き畑・水田
- 用材利用
- 食料・燃料・薬
- 工芸品 等

土地利用・管理に  
重要な役割

生態系サービスを通じた  
様々な利益を持続的に享受



持続的な形で循環的に自然資源を利用しながら  
多様な生物や生態系を守り育てていく考え方や手法

- ・複合生態系(モザイク構造)に着目した土地利用計画
- ・環境収容力と自然復元力をふまえた資源利用
- ・コミュニティを核とした多様な主体の参加と合意形成
- ・地域の生活・歴史・文化との両立、自然観の尊重



# 生物多様性に関する科学的基盤の強化、政策との連携

地球規模での科学的情報の収集・分析、評価・予測、対策を推進

## 地球規模での生物多様性モニタリング体制の検討

- 既存の情報ネットワーク、国際プログラム（GEOSSなど）、各国の調査研究機関との連携、活用
- 統一的モニタリング手法の確立
- 情報のデータベース・共有化の促進
- 解析による変化の把握、評価の実施

地球規模生物多様性  
モニタリングネットワーク

## 生物多様性と生態系サービスに関する科学政策プラットフォーム（IPBES）

- 生物多様性に関する科学と政策のインターフェース強化のため、仏政府提案を踏まえ、国連環境計画（UNEP）の主導により生物多様版IPCCの設立を検討。
- 2008年11月、2009年10月に2回の政府間会合を開催。
- 我が国はIPBESを推進すべきとの基本的立場。
- 本年9月には、日独環境大臣連名で、各国大臣宛てにIPBESへの支援を要請する書簡を発出。

# 国際生物多様性年(IYB)と生物多様性国民運動

## 生物多様性の認知度が低い

- ・「生物多様性」を知っている約36%

## 自然とのふれあいの低下

- ・登山、ハイキング、キャンプ等を楽しむ  
30.9%(H3)⇒ 24.4%(H18)
- ・魚釣り、山菜採り等を楽しむ  
18.2%(H3)⇒ 15.2%(H18)

## 第3次生物多様性国家戦略 (H19閣議決定)

- 「生物多様性が人類を含むすべての生物にとって重要であることを多くの人々の共通認識とすることが必要」
- 「教育・学習・体験の推進等を通じて生物多様性を社会に浸透させていく」
- 「地域の協力を得て地域に固有の自然に遊び、親しむことを通じて自然を学ぶ自然体験学習を行う」

## 国際生物多様性年(IYB)とCOP10を契機に 生物多様性国民運動の展開

### エクスカージョン

- ・自然との共生の体感
- ・いきものとのふれあい

### 自然いきものふれあい普及事業

- ・全国フォトコンテスト

### 全国自然いきもの巡り

- ・自然体験プログラム
- ・保全活動

### 自然体験情報の収集・整理

- ・五感で感じる原体験収集整理
- ・自然環境学習プログラム開発

など

# CBD/COP10に向けた主要国際会議

